

公開型 GIS 導入による住民サービス向上事業
公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本実施要項は、上郡町公募型等プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、公開型 GIS 導入による住民サービス向上事業（以下「本業務」という。）について、複数の事業者から企画提案を募り、その内容の質や技術力、実績などを総合的に評価して最適な契約相手方を選定するため、その手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施要領との適用関係

本実施要項に定めのない事項は、実施要領の定めるところによる。ただし、実施要領と相違のある規定は、本実施要項を優先するものとし、提出書類の様式は、本実施要項の定めるものを使用するものとする。

3 業務概要

(1) 業務名

公開型 GIS 導入による住民サービス向上事業

(2) 業務内容

別紙「公開型 GIS 導入による住民サービス向上事業特記仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 提案限度額

14,762,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額の範囲内で提案を行うこと。また消費税率は 10%で算出すること。

4 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、企画・技術的要素及び価格を総合的に審査する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書提出期限において、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 資格要件

ア 令和 8・9 年度上郡町入札参加資格者名簿に「航空測量」で登録されていること。

イ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に規定する測量業者の登録を受けている

こと。

ウ 本店又は契約締結権限を有する支店、営業所等を兵庫県内に有すること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しないこと。

オ 兵庫県及び上郡町の指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

キ 直近の決算において債務超過の状態にないこと。その他経営の状況が健全であり、当該業務を安定して履行することが見込まれること。

ク 上郡町暴力団排除条例（平成 24 年上郡町条例第 15 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者に該当しない者であること。

ケ 租税公課を滞納していないこと。

コ 以下の認証資格を有する者であること

(ア) ISO9001 又は JISQ9001（品質マネジメントシステム）

(イ) JISQ15001（プライバシーマーク：個人情報保護マネジメントシステム）

(ウ) ISO27001 又は JISQ27001 (ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム)

サ 令和 3 年度以降に、国、地方公共団体と締結した契約において、公開型 GIS 導入業務を元請として完了した実績を有する者であること。

シ 導入する公開型 GIS は以下の要件を満たしているシステムであること。

(ア) デジタル庁が提供するデジタル地方創生モデル仕様（公開型 GIS）に準拠していること。

(イ) デジタル庁が提供する「デジタル地方創生サービスカタログ」に掲載されている TYPEA 共通 SaaS 活用加対象サービスとして登録していること。

(2) 配置要件

業務の実施にあたり、空間情報データに精通し、モデル仕様書に準拠した公開型 GIS 導入に係る実績を有する主任技術者及び照査技術者を配置するものとする。なお、選任する技術者は、公告日より遡って 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、以下の資格要件を有する者とする。

ア 主任技術者は、測量法に規定する測量士の資格を有する者

イ 照査技術者は、公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有する者

ウ 主任技術者と照査技術者は兼務することができないものとする。

6 実施スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| (1) 実施公告 | 令和 8 年 7 月 8 日(水) |
| (2) 質問書の受付 | 令和 8 年 7 月 15 日(水) 午後 4 時 30 分必着 |
| (3) 質問回答の公表 | 令和 8 年 7 月 17 日(金) |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和 8 年 7 月 23 日(木) 午後 4 時 30 分必着 |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和 8 年 7 月 24 日(金) |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和 8 年 8 月 10 日(月) 午後 4 時 30 分必着 |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 8 月 20 日(木) 午後 1 時 30 分～ |
| (8) 結果通知 | 令和 8 年 8 月下旬予定 |
| (9) 契約締結 | 令和 8 年 9 月上旬予定 |

7 質問及び回答

プロポーザルに関する質問は、次により提出すること。ただし、評価基準、審査の詳細に関する質問は受け付けない。

- | | |
|----------|---|
| (1) 受付期間 | 令和 8 年 7 月 15 日(水) 午後 4 時 30 分必着 |
| (2) 提出書類 | 質問書（様式第 1 号） |
| (3) 提出方法 | 電子メール（FAX、郵送は不可） |
| (4) 提出先 | 「15 問合せ先」に同じ |
| (5) 回答方法 | 令和 8 年 7 月 17 日(金)までに、当町のホームページにおいて回答を公開する。 |

※上郡町から受信確認メールを返信するが、長時間送達がない場合は電話で受信確認をすること。(0791-52-1113)

8 参加申込書等の提出

参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | ア 参加申込書兼誓約書（様式第 2 号）
イ 会社概要書（様式第 3 号）
ウ 業務実績調書（様式第 4 号）
エ 業務実施体制予定表（様式第 5 号）
オ 参加資格要件を満たすことが確認できる資料 |
| (2) 提出部数 | 各 1 部 |
| (3) 提出期限 | 令和 8 年 7 月 23 日(木) 午後 4 時 30 分必着 |
| (4) 提出方法 | 提出書類を事務局へ持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。 |
| (5) 提出場所 | 「15 問合せ先」に同じ |

- (6) 参加可否 令和 8 年 7 月 24 日(金) 17 時までに電子メールで通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案提出届（様式第 6 号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 公開型 GIS 機能要件一覧（別紙 1）
- エ 公開型 GIS 非機能要件一覧（別紙 2）
- オ 見積書（様式第 7 号）
- カ 見積内訳書（任意様式）
- キ 参考見積書（様式第 8 号）

- (2) 提出部数 アオカは各 1 部、イウエキは各 10 部を印刷して提出すること。
なお、イは PDF 形式として電子メールでも提出すること。

- (3) 提出期限 令和 8 年 8 月 10 日(月) 午後 4 時 30 分必着

- (4) 提出方法 提出書類を事務局へ持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

- (5) 提出場所 「15 問合せ先」に同じ

- (6) 企画提案書は次の内容について記載すること。

No.	項目	内容等
1	実施方針	本業務に対する姿勢や実施方針を記載すること。
2	実施体制	人員配置、連絡体制など実施体制を記載すること。
3	実施工程	業務全体のスケジュールについて記載すること。
4	公開型 GIS	提案システムの概要・特徴・構成や、操作性、セキュリティ対策などについて記載すること。
5	運用保守	運用保守の方針・手法、本町からの問合せ対応などについて記載すること。
6	航空写真測量	作業手順や作業手法等について記載すること。
7	将来提案	別紙 3「将来構想案」を参考に、今後の公開型 GIS を活用した住民サービスの向上等について提案すること。

(7) 企画提案書作成要領

- ア 用紙は、A 4 判 20 ページ以内・縦型・横書・両面印刷・左綴じとすること。
- イ A 3 版の挿入は可とするが、2 ページ換算とし、片袖折とすること。
- ウ 文字サイズは 11 ポイント以上で作成すること。

エ ページ番号は通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

オ 専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。

- (8) 留意事項 提出後の企画提案書等の変更、差し替え、再提出若しくは撤回は認めない。
- (9) 辞 退 届 プロポーザルを辞退する場合は、事務局まで電話にて連絡のうえ、上記(7)に示す期限までに「参加辞退届（様式 9 号）」を提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

10 プレゼンテーションの実施

- (1) 実 施 日 令和 8 年 8 月 20 日(木) ※時間は別途通知する。
- (2) 実施場所 上郡町役場本庁舎 4 階 402 会議室
- (3) 出 席 者 1 事業者 5 名まで
- (4) 実施内容 1 事業者 40 分程度を予定
(説明(デモ含む): 30 分程度、質疑応答: 10 分程度を予定)
- (5) 留意事項 ①プレゼンテーションの実施順は、本業務に従事しない本町職員がくじで決定する。
②プレゼンテーションの際に、企画提案書等の内容をまとめたプレゼンテーション資料を配付することができるものとする。配布する場合は、当日 10 部印刷し持参すること。なお、事前に提出した企画提案書等の内容以外の追加の文言や図絵は認めない。
③プロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンは町において用意する。
- (6) 録 音 等 プレゼンテーションの内容は録音する。

11 審査項目

No.	審査項目	審査内容
1	事業者評価	・ 公開型 GIS 導入の実績内容が十分であるか。 ・ 業務実施体制・実施工程の妥当性と、担当技術者の実績と能力は十分であるか。 等
2	企画提案内容	・ 業務内容の的確な理解と、事業効果・事業遂行の確実性、取組意欲はあるか。 ・ 本町の特性を踏まえた合理的な提案内容で、維持管理しやすい提案となっているか。 ・ 各業務に関して具体的に提案されているか。また、有効な内容になっているか。

		・運用に関して十分な支援体制が取れているか。 ・セキュリティ対策に十分配慮した提案であるか。 ・システムを活用した拡張性、将来性は十分であるか。 ・上記以外の内容で評価に値する提案はあるか。 等
3	経費評価	・見積金額の妥当性

12 審査方法及び評価基準

- (1) 本提案の審査については、本町が設置する選定委員会が行い、評価基準に基づいて審査し、優先交渉権者を選定する。
- (2) 総合得点が最も高い者を優先交渉権者として決定し、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。
- (3) 協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点の者と順次協議を行い決定するものとする。
- (4) 総合得点が同点の場合は、見積額の低い者から優先順位を決定する。
- (5) 見積額も同額の場合は、くじで優先交渉権者を特定する。
- (6) 提案事業者が1者の場合でも審査は実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉事業者として選定する。
- (7) 点数配分、審議内容、結果についての質問、異議申し立てはできないものとする。

13 審査結果

審査結果は、審査の終了後、すべての提案事業者に対し、書面で通知する。なお、選定委員会における審査及び評価の結果については、契約締結後に公表するものとする。

14 その他の事項

- (1) 事業者が、参加申込書を提出後に「5 参加資格」を満たさなくなった場合は、失格とする。
- (2) 提案書の作成にあたり、第三者の有する権利（著作権、意匠権、商標権、特許権その他これらに類する権利）について、権利者の許諾を得ずに使用し、当該権利を侵害する提案を行った場合は、失格とする。
ただし、その侵害が故意又は重大な過失によるものではなく、かつ侵害の程度が軽微であり、プレゼンテーションの実施までに当該権利者との間で使用の許諾その他の必要な合意を得たと認められるときは、この限りでない。
- (3) 提出書類に不備（プロポーザルの評価及び受託事業の遂行に影響を与えない軽微なものは除く）又は虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。

- (5) 提出書類に係る経費はすべて事業者の負担とする。
- (6) 提出書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (7) 参加申込書、企画提案書、その他の提出書類は返却しない。
- (8) 契約締結については、上郡町財務規則（昭和 50 年上郡町規則第 7 号）に基づき契約を締結する。

15 問合せ先

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町税務会計課 固定資産税係 担当：小田・嶋津

TEL 0791-52-1113

FAX 0791-52-2431

E-mail zeimu@town.kamigori.lg.jp